

文部科学大臣 馳 浩 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

三団体会談

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
医療心理師国家資格制度推進協議会
一般社団法人日本心理学諸学会連合

公認心理師法のカリキュラムおよび経過措置における受験資格に関する要望

公認心理師養成カリキュラムおよび公認心理師法の経過措置における受験資格等に関して、臨床心理職国家資格推進連絡協議会／医療心理師国家資格制度推進協議会／一般社団法人日本心理学諸学会連合会の三団体会談は以下のように要望します。

1. 公認心理師養成カリキュラムについては、三団体会談による『公認心理師教育カリキュラム案』を基本とすることを要望します（ただし必要な修正を排除するものではない）。
2. 今後作られる国の審議会等の検討会設置の際には、三団体の考えを十分に反映していただきたく、三団体の推薦する委員が参加できるようにしていただくことを要望します。
3. 経過措置における受験資格において、大学院修了を基礎資格とする臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士に対しては以下のように要望します。
 - ①臨床心理士有資格者は、勤務機関や勤務年数にかかわらず全員が受験できることを要望します。
 - ②学校心理士、臨床発達心理士または特別支援教育士の有資格者は、心理支援業務の経験のある場合、勤務機関や勤務年数にかかわらず受験できることを要望します。
4. 現任者またはそれに準ずる者の受験資格は、次に示す領域の機関・施設等において心理支援の専門家として、5年以上かつ5000時間以上勤務していることとする。なお、以上の勤務経験は、法の施行日にその任になくとも過去にその条件を満たしている場合を含むことを要望します。
 - イ. 医療・保健領域（医療機関、保健機関、リハビリテーションセンターなどでの心理支援）
 - ロ. 福祉領域（児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害児・者センター、女性相談(所)センター、児童福祉施設、高齢者施設などでの心理支援）
 - ハ. 教育・発達領域（公立教育相談機関、教育機関などでの心理支援）
 - ニ. 司法・矯正領域（裁判所、矯正施設、保護観察所、警察機関などでの心理支援）
 - ホ. 産業(労働)領域（企業・官公庁、その他の組織などでの心理支援）
 - ヘ. その他の領域（私設心理相談機関等、上記以外の領域にて心理支援を行う機関、施設等）
5. 経過措置における前述の有資格者の受験においては、試験科目の一部を免除することを要望します。

以上